

2023年6月28日公表

男性労働者の育児休業等の取得状況(法人全体)

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。

(令和5(2023)年4月施行)

2022年度の桐朋学園の男性労働者の育児休業等の取得状況は、25%です。

◆計算方法

育児休業等をした男性労働者の数 ÷ 配偶者が出産した男性労働者の数